

川崎市公立保育所給食調理業務委託 プロポーザル募集要領

1 目的

保育所給食は、身体発育の著しい乳幼児期の子どもの健全な発達、また味覚が発達し嗜好が形成される重要な時期に生涯にわたる生活習慣を身につけるために大変重要な役割を担っています。

川崎市では、衛生管理の徹底や食物アレルギー対応、離乳食等への的確な対応など、子どもに安全で衛生的な食事を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 件名

川崎市公立保育所給食調理業務委託

3 業務委託園及び業務概要

(1) 業務委託園

川崎市生田保育園

(2) 委託園概要

「委託園内訳」のとおり

(3) 業務内容

「仕様書」のとおり

4 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 委託料の上限額

川崎市生田保育園

113,026,550円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は確定ではありません。本件の予算金額及び契約金額決定の効果は、令和7年第1回川崎市議会定例会における、予算の議決を要します。金額に変更がある場合は別途お知らせします。

6 応募方法

契約については保育所ごとに行います。

7 応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとします。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間でないこと
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の給食調理業務に対応するとして定めた業種・種目（業種29給食調理、種目01給食サービス）について登録されている者であること
- (4) 認可保育所で給食調理の受託経験が合計3年以上あり、かつ過去3年間保育所給食における食中毒等の事故発生による営業停止処分がないこと
- (5) 労働争議その他の事情により受託業務の遂行が困難となったときの代行保証制度に加入していること
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、及び地方税を滞納していないこと
- (7) 代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（またはその構成員）その他集团的または常習的な暴力的不法行為その他の違反行為を行うおそれがある者（及びそれらの利益となる活動を行う者）でないこと

8 応募手続

(1) 日程

募集期間	令和7年1月29日（水）から
質問の受付締切	令和7年2月5日（水）15時まで
質問に対する回答	令和7年2月7日（金）
応募の受付	令和7年2月10日（月）17時まで
提案資格結果通知書の交付	令和7年2月13日（木）
提案書の提出	令和7年2月14日（金）～17日（月）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年2月19日（水）
事業候補者決定	令和7年2月末頃
業務委託開始	令和7年4月1日

(2) 質問の受付及び回答

募集に関する質問は「質問書（様式6）」を用い、下記担当へメールで令和7年2月5日（水）15時までにお問い合わせください。メールの件名は「川崎市公立保育所調理業務委託募集について」とし、メール送信後、電話でメールの到着の確認をしてください（電話での質問は一切受け付けません）。回答の必要を要するものは、本市のホームページにて公表します。

「仕様書」に示されている「川崎市公立保育所給食の手引き」「作業基準」「川崎市公立保育所給食事務の手引き」「川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアル」等については、閲覧希望がありましたら担当部署まで御連絡ください。

【担当部署】川崎市こども未来局保育・子育て推進部

電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

電話：044-200-3985

(3) 応募の受付

ア 受付期間 令和7年1月29日（水）～令和7年2月10日（月）17時まで

イ 受付時間 開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

ウ 受付場所 こども未来局保育・子育て推進部（川崎市役所本庁舎15階）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

エ 方法 持参又は郵送とします。郵送の場合は書留郵便等、受領が確認できる手段による送付とし、アの締め切り時刻必着とします。

オ 応募に関する提出書類

	様式名	
(1)	参加意向申出書	様式1
(2)	申出書	様式2
(3)	会社概要	様式3
(4)	代行保証制度加入証（写）	

(4) 提案資格確認結果通知書の交付

提案資格の結果は、8（3）の提出書類に基づき7の事項について確認を行い、提案資格確認結果通知書（様式8）を電子メールにより交付します。

9 提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年2月14日（金）～17日（月）

(2) 提出書類

	様式名	
(1)	提案申請書	様式4
(2)	提案書	様式5

ア 提案書（様式5）には、審査の公平性を保つ観点から、事業者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。

イ 様式変更可の書類について別途作成する場合は、A4横サイズで作成してください。

ウ 提案書は、正確かつ簡素な内容とし、提出が求められていない資料を添付することがないように留意してください。

(3) 提出方法

ア 提案申請書（様式4）をPDF形式にしてください。提案書（様式5）を1つのデータにまとめてPDF形式にしてください。

イ ファイル名は「事業者名_書類名」としてください。

ウ 提出部数は各1部です。

エ 下記提出先に、電子メールにより提出してください。

オ 件名は「公立保育所給食調理業務委託提案書_事業者名」としてください。

カ 提出期限後は、書類の差し替え、変更又は追加は原則認めません。

(4) 提出先

川崎市こども未来局保育・子育て推進部

電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

10 選定方法

川崎市公立保育所給食調理業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提案書等を基に提案説明を行い、ヒアリングを受けていただきます。市は、次による評価委員会の評価結果を踏まえ、事業候補者を選定します。

(1) 評価項目・選定基準

「川崎市公立保育所給食調理業務委託業者選定基準」に基づき、評価を行います。

(2) 提案者が多数見込まれる場合及び提案者が受託園数に満たない場合の措置

提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、あらかじめ(1)の項目について事前評価を行い、保育所ごとに上位3社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとします。

また、提案者が1社のみであった場合、提案内容が6割以下の評価点であった事業者は選定せず、別途日時を設け入札により業者を選定します。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

- ア プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
- イ プレゼンテーションは約20分（うち約10分は質疑応答時間）とします。
- ウ プレゼンテーションは令和7年2月19日（水）に開催します。
- エ プレゼンテーション用のモニター及びHDMIコードは川崎市で準備します。パソコンは貴社のものを持参してください。
- オ プレゼンテーションの内容は提出された提案書の範囲内とし、当日追加資料の提出は認めません。
- カ その他、詳細については、別途通知します。

1.1 結果の通知

結果は提案者に結果通知書（様式9）で通知します。また、市ホームページに選定結果を掲載します。電話等による問い合わせには応じません。

1.2 失格事由

次の事由に該当するときは、失格となる場合があります。

- (1) 提出書類が受付期限内にすべて提出されない場合
- (2) 委託料の上限額を超えた金額が提示された場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 書類の提出後に本募集要領「7応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) 本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合
- (6) その他、選定に関する不正行為があった場合

1.3 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 応募申込や企画提案に関する書類の作成及び提出に要する経費は提出者の負担とします。
- (3) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。見積りの際にはご注意ください。（「※公契約について」参照）
- (5) 本プロポーザルは、業務委託候補事業者を選定するものであり、契約手続きは別途行います。なお、令和7年度に係る契約については、令和7年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

- (6) 本契約は5年の長期継続契約となり、当該契約に基づく本市の債務について翌年以降の歳出予算が保証されないことから、翌年以降所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除できることが契約書の中に入りますのであらかじめ御了承ください。
- (7) 応募を辞退する場合は辞退届（様式7）を提出してください。なお、事業候補者として決定した後の辞退は受け付けません。

※公契約について

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分ご注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご確認ください。

1.4 問い合わせ及び書類の提出先

川崎市こども未来局保育・子育て推進部（川崎市役所本庁舎15階）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3985 電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp